

平成 29 年 10 月 10 日

第 10 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成29年第10回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年10月10日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	佐藤 博義
	7 番	安武 聖

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届出

第 3 議案第 1 号番号 1 非農地証明願について

第 4 議案第 1 号番号 2 非農地証明願について

第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条による許可申請について

第 6 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 磯崎 良一

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成29年第10回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、3番 梅木委員、4番 佐藤委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の磯崎さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届出」を、事務局より報告をお願いします。

事務局長 議案集をお開き下さい。これから説明する案件につきましては議案の議決要件ではありません。事務局の報告ということになります。議案集です。1ページから9ページまでが農地法第18条による報告案件となっておりますので内容を説明させていただきます。資料につきましては、別紙をごらんいただきたいと思っております。別紙の1ページから36ページまでは、全て合意解約の届出書とそれに伴う借り手側の印鑑証明書も付けてあります。議案集のほうに戻りますが、まず番号1番です。上田でございまして、合計で1,809㎡の合意解約でございまして、賃借人は以下のとおりでございまして、双方

による合意解約でございます。以下2番から先ほど言いました議案集の9ページの最後まで、17番まで全ての法人設立に伴う事前の合意解約でございます。つきましては、一つ一つ説明するのは時間がかかりますので、議案集の中で9ページまでがこの案件ということでご承知願いたいと思います。以上で終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 次に、日程第3 議案第1号番号1「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 引き続き議案集の10ページをお開き下さい。議案第1号非農地証明交付申請の承認について。平成29年10月10日提出。小国町農業委員会 会長 松岡克明でございます。番号1でございます。土地の所在は大字北里になります。該当する筆は2筆ございまして、登記簿上の地目現況が宅地、それから面積については、46㎡と45㎡。今回の権利の種別は非農地証明がでております。所有者については以下のとおりでございます。今回の非農地証明の事由ですが、昭和54年に農業委員会のほうで宅地転用の許可申請がございまして転地の許可もでておりましたが、調べてみたところ最終的な登記まで至っておらず今回まで地目が田のまま残っていたということによります非農地証明の願いがでております。別紙の37ページは、非農地証明願でございまして、土地の添付については抵当権等した場所が記載されておまして、現場の場所については42ページを見ていただきたいと思えます。ゼンリンの地図がございましてピンクで色を付けている部分が該当地区でございます。河川敷の橋を渡った右手側に

なります。同じく43ページに字図が付けてありますが航空写真が添付してある45ページがわかりやすいかと思います。国道が右斜め方向に走っておりまして国道387号線です。申請地はこの河川が流れているところの河川敷に町道が走っています。町道が走っている町道の敷地から右手のほうに屋根が3つ見えていると思いますが宅地内の敷地でございます。そして該当地区はオレンジの四角で囲ってある場所でございます。右と左、それぞれ田にずっと囲まれておりまして、その当時は入口の部分も田だったということでございまして、昭和54年に周りが宅地の敷地内ということで登記をする寸前まで行ってそのままになっていたということで該当地区100㎡未満ですけれども、1畝もございせんが入り口部分についての地目を現況に合わせて農地でないことの証明を出すというのが案件でございます。現場の調査のほうは46ページを見ていただきたいと思います。橋を渡った奥の方が該当地区の敷地になります。以上で終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、北里地区担当の佐藤委員から報告をお願いします。

6 **番** 現状は、道路にもなっているし家も建っております。これは元に戻すことも出来ませんので現状のまま承認していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第4 議案第1号番号2「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 議案集は同じページになります。議案第1号非農地証明交付申請の承認について。平成29年10月10日提出。小国町農業委員会 会長 松岡克明でございます。番号2でございます。該当地は黒淵でございます。南奥山、畑で1筆、2,618㎡。地目は畑でございますが、今回非農地証明願がでております。非農地の事由のところですが、農地として再生利用が困難と見込まれる荒廃農地であるためということで、詳しくは資料の47ページをお開き下さい。まず最初に47ページの非農地証明願がでております。それからその土地の登記簿の写しがでておりますが、該当する場所につきましてはゼンリン地図の50ページ。黒淵の国道沿いの右手に蓬莱団地を見ながら左手の小藪に入り込んだところのすぐ上の右手の上でございます。51ページに字図が付けてあります。航空写真のほうは現況が山林でございますが、53ページの航空写真の森林簿の写しが付けてあります。右手中心部より少し下にある赤の実線で囲ってある右側部分だけです。現況のほうは写真を付けてあります。54ページですけど手前の畑のほうは該当地区ではありません。目の前の杉林のところは該当地区でございます。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。

2 **番** 現地が50年生以上の杉が立っておりまして、農地には現況復帰は無理かというような状況でございますので申請どおりのご承認をお願いしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。

議長 次に日程第5 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案集の11ページをお開き下さい。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による下記の申請があったので審議を求め。平成29年10月10日提出。小国町農業委員会 会長 松岡克明でございます。番号1です。土地の所在につきましては、大字下城字秋原でございます。田が1筆、620㎡。3条による権利の種別は3条による有償移転でございます。譲渡人、譲受人以下のとおりでございます。経営後の面積についてはこちらに示してあるとおりでございますが、詳しくは別紙の55ページからご覧ください。3条の許可申請の写しを付けてあります。該当地区の情報につきましては、ここに書いてあるとおりでございますが、56ページ、57ページに所有地、それから所有地以外の土地、そして今後借り受けた作物は何をするかというのが57ページに書いてあります。機械の情報はトラクター、田植機、コンバイン、ロールベアを所有しておりまして、今回の土地につきましては譲受人が自宅からの距離が200m、徒歩で3分というところでございます。それから譲受人の世帯員の情報は58ページでございます。59ページに農地の経営規模の下限面積というのが小国町は3,000㎡以上になりましたけど、今回の該当者は合計が57,152㎡となります。それから60ページです。権利取得後の周辺地域との関係、それから権利取得後の地域との役割分担については以下のとおりでございます。いずれも問題ないと思われ。それから61ページに確認書ということで農業委員お二人の署名をいただいております。土地の情報でござい

すが登記簿謄本の写しを付けておりますが、抵当権についても抹消が終わっております、ゼンリンの64ページの地図、右側に位置しまして、赤く色が付けてあるところがございます。地籍図も付けております。65ページです。それから現場の様子は写真を添付しております、67ページ。道路沿いの右側の現在野菜が植えているところが該当の3条の土地になります。68ページまでが関係案件でございます。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 **番** 10月2日に事務局と佐藤委員と現地確認に行きました。これはもともと前から賃借内の方で話が出来ていたということで、自宅の近くで道路沿いで場所もいいところで問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 **番** 55ページの譲受人の職業が酪農業になっていますが、酪農はしていないと思いますが。

事務局 長 肥育（繁殖）ですので畜産業でいいと思います。訂正させていただきます。

議 長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

議 長 それでは、日程第6 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について」の「所有権移転」番号1、及び「利用権賃借」の番号1を議

題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長

議案集の 12 ページから 13 ページの上段までを説明させていただきます。議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。番号 1 です。これは所有権移転になります。該当地は下城田ノ尻でございます。地目は畑でございます、面積が 14,936 m²でございます。所有権を移転する者、以下のとおりでございます。所有権の移転を受ける者、公社でございます。利用目的、これは畑でございます。売買価格は記載の通りでございます、権利移転の時期については以下に書いてあるとおりでございます。詳しくは別紙の 70 ページから見ていただきたいと思います。別紙の 70 ページが公社を介しての売買ということで、今回は、まずは権利を移転する者は下城の地区の方になりますけど、まず買い手は農業公社になります。農業公社が購入して農業委員会で決定がされれば今度は新しく買い手のほうに権利を動かすという流れでございます。メリットについて簡単に言いますと、売り手、買い手ともこれについてはメリットがございまして、売り手については税金の控除ということで殆ど税金がかからないという形になります。それから買い手のほうは登記代が、無料ということで公社出し手、受け手それぞれにメリットがあるということで、基本的な条件は農振農用地内の農地を担い手の農家が売買する場合に限られていますので、すべての土地が公社を使うとこのメリットの制度に係るわけではありません。今回稀なケースですけどこういう案件がございましたので、ご参考にこの案件を紹介させていただきました。それから続いて利用権設定のほうですが議案集に戻ります。番号 1 の利用権設定の案件です。該当地区は上田になります。字が北星原で田でございます。面積は 3,016 m²。利用権設定する者、設定を受ける者以下のとおりでございます。期間は田で 5 年間、10a あたり 90kg 物納でございます。それから先ほどの資料の説明が不足しておりましたので戻ります。別紙の先ほどの公社を使った売買につきましては、登記簿の写しが付けてあります。ここに書いてあるとおりでございまして、該当地区については、74 ページ。それから 75 ページ。現場の状況の写真ですけど 77 ページ、田ノ尻になります。78 ページまでが現場の写真ということ

になります。すみません。説明が不足しておりました。それから利用権設定についての部分は79ページ。設定を受ける者、設定をする者、今回新規でございますので、新規の場合は新たに借りる側の情報を毎回説明させていただいておりますので、少し説明します。別紙の79ページ。借り手の農業経営の状況等というところですが、男で55歳、農業従事日数は250日。それから権利を受けて借りる土地の経営は水稲でございます。世帯員は男5、女5でございます。専従は1人でございます。以上で番号1とそれぞれ利用権設定の1を終わります。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 12ページの所有権移転のことですが、農業公社のほうに移転した後、それから先はまた農業委員会に挙がってくるのですか。

事 務 局 長 手続き上は今回公社とのやり取りが農業委員会の議案になります。それから今度は公社と買い手の議案が出てきます。

議 長 それでは採決いたします。議案第3号の「所有権移転」の番号1及び「所有権賃借」の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号の「所有権移転」の番号1及び「所有権賃借」の番号1は原案のとおり決定しました。

議 長 つづいて、日程第6 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について」番号2から番号57までを議題に供します。この案件は会長の私が利害関係者になりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により退席をいたします。

退席後の議長を会長職務代理者の宮崎委員にお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

(議長退席)

(議長代理着席)

議長代理

それでは、日程第6 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について」の「所有権賃借」の番号2から番号57を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案集の13ページです。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について利用権賃借。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定より、下記農地利用集積計画の決定について意見を求める。平成29年10月10日提出。小国町農業委員会会長 松岡克明でございます。議案については、13ページの番号2番からになります。利用権設定する者は全部で40名の方がいらっしゃいまして、利用権設定を受ける者は、すべて農業公社です。先ほどは所有権移転でしたが、今回は利用権の設定でございます。14ページから番号3、4、5同じくすべて農地の提供者は違いますが、受け手は農業公社となっております。同じように6、7、8も受け手は農業公社でございます。期間はすべて10年の水稲です。16ページも見てくださいと思います。番号9番も同じように貸し手は違いますが公社でございます。そのような流れで、17ページの10番、11番。それから18ページの12番、それから19ページの13番、14番。次の20ページから、全部で番号は57まででございます。一部補足をさせていただきますが、番号50番の利用権設定する者のところの名前が亡くなった方になっておりますのでその方の名前は()でくくっていただいて新しい方で、名義がたまに相続できていなくて、亡くなった方の名前のままになっている場合があります。経営基盤強化法において利用権設定する場合は亡くなっているかどうかを確認して今の相続となるべく人の名前をかいて利用権設定する流れでございます。このすべての議案については、これだけでは説明が不十分だと思いますので、資料は回収になりますけど、こちらの資料をご覧ください。農事組合法人 を核とした集落営農への経緯と

ということで資料がございます。資料の作成日が平成29年10月10日本日でございます、この資料の一番下から時系列を見ていただきたいと思えます。一番下、今から2年前、平成27年5月、熊本県農地集積加速化事業という事業に取り組みました。上田の3、4、5部地区でございます。これは地区指定というのがございまして、重点地区の指定を受けました。そこで上田3、4、5部地区の事業の推進員会を立ち上げました。これが平成27年7月23日に設立しました。この設立した時点で右側に書いてありますような農家意向調査を行いました。平成27年9月でした。ここでその地区の3、4、5部の人達の5年後の農業がどうなっているか、60歳以上の方が何%占めるのか、60歳未満が何%なのかというのがアンケートの意向調査で判明しました。また、専業農家が何%以上というのがここで5年後の意向というのができました。機械の保有農家が今どうなっているか。それから農業の継続を5年後どうするか、5年未満で100%残るのか、5年から10年でどのくらい残るのか。それから農業の維持ということ言えば、個人が17%、集落営農が19%。このような意向を取りまして、今の上田3・4・5部が、将来、営農計画の議論をさせていただいております。これは主に農業委員会の仕事ということではなく、産業課全体の仕事でございますが、そういう背景がございました。それから平成28年6月22日に営農改善組合を起ち上げました。こういった組織を作るようになったのは熊本県からの活動の補助が出ます。まず、右側に書いてあるように集落活動交付金というのを30万円いただいて、今後の農業をどうするかという活動資金をいただきました。それから営農改善組合を起ち上げる時点で200万円。これは合意形成交付金といいまして、皆さんの合意形成を図ることで必要な経費ということで200万円いただいております。その段階で営農改善組合には110件、該当農地が71haでございました。こういったことをやったかというのは左側にかいてあるとおりでございます。それから農事組合法人が起ち上がりまして。平成29年8月31日設立総会を開きました。この段階で法人の組合員は40名でございます。経営面積が全部で23.2ha。この内、機構賃貸借が23.1ha。今回、農業委員会の総会にかけている部分になります。この背景としましては、設立発起人会で検

討して、農家説明会を今年の5月31日を経て、そしてこの法人を起ち上げて、今登記の最中だと思えます。この法人が起ち上がるにあたって右側に書いてあるような交付金がまた地域集積協力金、これは反当たり15,000円とか、まだこれは確定ではありませんが国のほうからの予定です。それから農地集積交付金400万円、それから経営力向上支援事業40万円、財政的な支援を受けながら今後スタートしたばかりですが法人化小国町第1号ということになりました。こういった背景のもとで、これが今回農業委員会の総会にかけて先ほど読み上げた議案の明細でございます。個人ごとにどなたが農地を10年間でどれだけの面積を提供するか。そして賃料の部分については事前に回答を経た中で、A、B、C、Dのランク付けをしまして、そのランク付けをもとに賃料を1筆ごとに皆さんで合意形成を図って賃料を決めております。それから右側は受け手になりますので、これはすべて農事組合法人がこの農地を受けると。最終的には法人が受けますが、その前に間に公社が入るといような形でございます。一回農業委員会にかけさせていただいた公社への貸し借りが終われば農業委員会の議案としては、今度は公社が法人に貸すときは農業委員会の議案には挙がりません。そういうことで、右側の受け手の筆数が158筆、面積が231,243㎡、法人には賃料が1,768,500円入ります。それから現場はどういったところなのかと気にされると思えますので、これが現場の農地の航空写真でございます。ピンクの線で囲んであるところが、今回意思表示をして公社に農地を10年間貸すよという話になったところは印を付けてあるところでございます。字で言うなら木ノ下字とか小原田字とか引地字とか蔵園字とか長箴字とか3部の土地でございます。それから同じく3部、万成寺、万成寺向、保木ノ木、南平、山内河野この部分についてもピンクで印が付いてあるところを今回法人に貸す。次が4部。大鶴とか寺尾野辺りまで入っていますこれが4部です。次が最後になります。蔵園、柿迫辺りです。議案のほうはこの資料を以って説明を終わりたいと思えます。以上です。

議長代理

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 議案のほうで管理公社が受け手ですが、経営面積のところに書いてある経・自・借・貸は何の面積ですか。

事務局長 後で確認して説明したいと思いますが、ほぼ一旦公社は1回、県下の農地を全部借りて2年間留保した農地があります。そして2年間どうしても借り手が見つからない時は、そこから解約するみたいなのところがあって、もしかして留保の農地かもしれません。ただ詳しくは確認させて下さい。

2 番 使用貸借の方は賃料が0円ですが、これは何ですか。

事務局長 これは公社がある一定のまとまった20ha以上の農地を集積することで交付金がもらえるという制度があって、どうしても農地を集積したいというのが背景としてこの法人にあります。それで自分の土地を一旦公社に提供して、そして賃料は無しで、使用貸借として賃料が発生しない形で公社からまた同じ方が借りる。ただ間に公社を入れるというだけの仕組みでございます。そういう場合ですけど、使用貸借という形になります。これは貸し借りの実績で面積を増やしたいという相手がありまして、賃料は発生しないやり方でございます。

2 番 その合計が26町4反あるということですね。その内の3町か4町が使用权の法人に入らない分があるから23町という話になる訳ですね。

事務局長 はい。

6 番 今日、初めて聞いた話なので全然わかりませんが、この法人を起ち上げたのが2年前ということですが、もともと県からきた話だと思うが、小国町が引き受けたからには小国町がしなくてはいけないので上田になったのではないかと思う。そうした時にこれが完全にうまくいけばいいが、ただ問題は後継者がだんだん減ってくるとできなくなる。その時に必ず揉め事がおこると思う。なぜかというオペレーターがいなくなる。上田もそうなるのではないか。他所の法人を見ても後継者と必ず問題が起きる。それを起きないようにしないで

はいけない。それから他所では面積が40町超えているが小国町は20町ちょっとで採算があうのか。5年先、6年先、もしくは10年先その間に何かあった時に県がそれを補償するのか誰がするのかを心配している。

事務局 長

貴重なご意見だと思います。実はこれに3年間かかっておりまして、おっしゃるとおり熊本県では重点地区ということで、国から熊本県頑張りなさい。法人をいっぱい起ち上げなさい。というのは確かにあっています。熊本県自体も補助金を使って交付金を作っている以上は、その必要性はあるということで参加しています。小国町ではなぜそこになったかというのは、3年前に集落の中でいくつか候補地はあったんですけども、まず補助整備率がかなり進んでいるところではないとなかなか農地を手放さないとか集積がかからなかったということが一つとオペレーターで農作業の主に重点的にやっている方がいらっしゃったということもそこを選ぶ背景でございます。最終的には収支の部分については、すべて法人に加入した方々は農家であっても米は自分で買わないといけないう形になります。農家の方ですら自分の米をお金を出して買わないといけないうかなり認識を変えてもらわないといけないう背景があるものですから法人という会社を使って収支が見えないことには、これは最終的にはできませんので、かなり喧々諤々の議論が現場でありました。いろんな議論がされたうえで最終的には最初は110件が改善組合でいらっしゃったんですが、最終的に法人に加入したのが40件でございますので、強制力ももちろんありませんけども意思を尊重した形で今回こんな関係になっております。南小国町も同じような取り組みをやっているのですが、最終的には法人をつくるのはまずいなという、最終的には地元の判断で、営農組合まではつくったけど補助金も活用したけど法人までは至らなかったという判断も出ています。うちも最終的な意思決定は地元がすることでございますからサポート等、交付金当りはこちらの方で手続きしますけど最終判断は、先ほど言った農家意向調査をした時点で今後農業をほっといても誰も農地の借り手がいないということが背景にあって法人を起ち上げるということでの意思決定は全体としてできたので、今後確かに運用は大変かもしれませんが、一応収支に

については、今回、ここは米でどうにかギリギリのところ
で状況を活用しながら、という流れでございます。オペレーター
についても今、1人、2人いますけれども他所からでも法人
が雇い入れて賃金を払ってでもやっていくことも議論の最中
でございます。ご指摘の部分についても確かに不安材料がな
いわけではございませんが、意思決定としては今登記までい
っている最中ですので一番は応援したいということでござい
ます。

6 番 私 は 反 対 し て い る わ け で は な い 。 心 配 し て い る 。

2 番 法 人 に な っ た ら 農 業 委 員 会 で 毎 年 会 計 報 告 は あ る の で す か 。

事 務 局 長 そ の よ う な 形 に な る と 思 っ て い ま す 。

議 長 代 理 そ れ で は 採 決 い た し ま す 。 議 案 第 3 号 の 所 有 権 賃 借 番 号 2
か ら 番 号 5 7 に つ い て 、 原 案 の と お り 決 定 す る こ と に 賛 成 の
方 は 挙 手 を お 願 い し ま す 。

(全 員 挙 手)

議 長 代 理 全 員 賛 成 で す の で 、 議 案 第 3 号 の 所 有 権 賃 借 番 号 2 か ら 番
号 5 7 は 原 案 の と お り 決 定 し ま し た 。

議 長 代 理 そ れ で は こ こ で 会 長 に 入 室 い た だ き ま す 。

(会 長 入 室)

た だ い ま の 審 議 の 結 果 を 会 長 へ 報 告 い た し ま す 。

議 案 3 号 の 「 所 有 権 賃 借 」 番 号 2 か ら 番 号 5 7 は 原 案 の と
お り 決 定 い た し ま し た 。

そ れ で は こ れ で 、 議 長 を 交 代 い た し ま す 。

(議 長 交 代)

事 務 局 長 議 案 の ほ う は 終 わ り に 近 づ い て い ま す け ど 、 法 人 の 代 表 で
も あ り ま す の で 、 松 岡 会 長 に も 経 緯 を 話 し て い た だ け た ら と

思います。

松岡会長

審議ありがとうございました。なかなか法人については私たちも2年余り研修したりして、やっと法人という形になったのですが、やはり少子化とか機械の負担がかかるということで決定したわけです。農家が110件、その内の40名の方が賛成してくれたということです。役員の方もここまで来るのに決断がいったと思います。今まで作っていた米を買わなくてはいけない。なぜ自分の米なのに買わなくてはいけないのかという思いがあったと思います。しかしそれより機械代が300万、500万かかる方が高いのではないかということがなかなか受け入れられず、計算したところ浪費、賃金などを考えると逆に3万ぐらいは赤字になっていくことを説明しながら、各市町村の結果も説明していったのですが。作業自体は今からです。来年からは効率よくできるように話し合いながら進めていきたいと思っています。一部ですが、誰も作る人がいない。基盤整備したし、中山間にも入っているしどうしようもない。ただでいいですからお願いします。ということで法人で受け入れたわけですが草刈りも最低でもしないといけない、基盤整備も作りやすくしないと誰も作る人がいなくなる。というのが現実です。今から農協とタイアップして協力してもらってほしいと思います。それから機械を有効に利用して行きたいという考えであります。補助金があるわけでもないし、機械代が高いから管理会社などに協力してもらっているところです。

2 番 補助金は毎年くるのですか。

松岡会長

一回きりです。だからここに間に合わせないといけないということです。

6 番

先ほども言ったのですが、反対ではないけど心配している。なぜかというところ最初の3年ぐらいまではうまくいくのですが、それから先、利害関係がでてくるとうまくいかなくなる。そうなるとうまくいかにするために法人を起ち上げたのかという話になる。高齢者が増えて後継者もいない、作る人もいないので考えなければいけないということで起ち上げたと思うし、農業にと

っても一番大事なことだと思うのですが、心配してるのは、今どこの法人もオペレーターや機械の問題などで揉めている。そうならないようにしてほしいと思っています。

松岡会長　　そうですね。いろんな意見があると思いますが、皆さんよかったですらご支援をお願いしたいと思っています。熊本県では嘉島が町全体で入ったし、人数的には2番目かなと思ったのですが。40名超えて集まったので。

6　　番　　もう一つ心配するのは、この前研修があった時の話を聞いて皆さんはどう思ったかわかりませんが嘉島と小国では場所が違う。山間部と平野部では全く違う。その中でまったく同じ話を聞いて同じことをやってもいけない。なぜかという小国の場合は草刈りしておかなければならない。草刈りが一番大変。中山間地ではお金が出るが、そういう問題ではない。体の方がもたないというのが自分で試してみてもわかる。そういうことも考慮しながらやっていった方がいいのではないですか。

松岡会長　　私たちメンバーも話し合いながら作ってきたと思います。いろんな話が出ていると思います。そういう話も出ています。これから月に何回か会議もしなくてははいけません。今からいろんな細かいことが出てくると思います。それを今後計画して行こうと思っている段階です。よろしくお願いします。

2　　番　　これは水稲だけですか。ハウスは別ですか。

松岡会長　　水稲だけです。阿蘇などはハウスも入っていますけど。大きいところは大きいですがお金もいるし。しかし、しないことには町も指定していただいたわけですので何とかバックアップしていただきたいと思っています。村や町を守るための関連もあると思います。

2　　番　　平均年齢も60歳を超えているのですか。

松岡会長　　今の役員は若い方もおります。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第10回
総会を閉会致します。

平成29年第10回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するた
めここに署名する。

3 番

4 番